



平成29年12月20日

各位

会社名 株式会社東理ホールディングス
(コード番号 5856 東証第2部)
代表者名 代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先 取締役 田中 斉
(TEL. 03-6458-6913)

反訴の提起の決議に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日付「訴訟の提起の決議に関するお知らせ」の情報開示に関連して、本日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社ウィッツを原告とし伊賀市に対する反訴の提起について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 反訴を提起する裁判所及び年月日
 - 裁判所 津地方裁判所
 - 提訴年月日 平成29年12月22日(予定)
- 反訴を提起する相手(反诉被告)
 - 名称 伊賀市
 - 所在地 三重県伊賀市上野丸之内116番地
- 反訴の概要
 - 内容 費用償還請求訴訟
 - 請求金額 37,883,501円
- 反訴に至った経緯

当社は、平成29年5月15日付「訴訟の提起の決議に関するお知らせ」にてご案内のとおり、伊賀市を相手に当社子会社株式会社ウィッツにおいて訴訟を提起すべく準備して参りました。

伊賀市は、構造改革特別区域計画の認定を受け、その適正実施の権限及び責任に基づき、通信制課程のスクーリングに関する履修回復措置の一切を取り仕切り、自身で履修回復措置を実施しつつ、株式会社ウィッツに対しても、その一部の事務遂行及び多額の費用の立替払いを求めました。それにもかかわらず、伊賀市は、株式会社ウィッツに負担させた費用の返還をしないばかりか、むしろ株式会社ウィッツを被告として、平成29年6月26日、伊賀市が負担した一部の履修回復措置費用6,695,060円の返還を求めて提訴しました。

そのため、当社及び株式会社ウィッツとしましては、上記訴訟に対し反訴を提起する形で、株式会社ウィッツが伊賀市から求められて負担した多額の履修回復措置費用の返還を求め、法的責任の所在を明らかにすることが適切との判断に至りました。

5. 今後の見通し

本民事訴訟の提起が当社及び当社子会社である株式会社ウィッツに与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

(参考) 平成29年5月15日付「訴訟の提起の決議に関するお知らせ」

以上